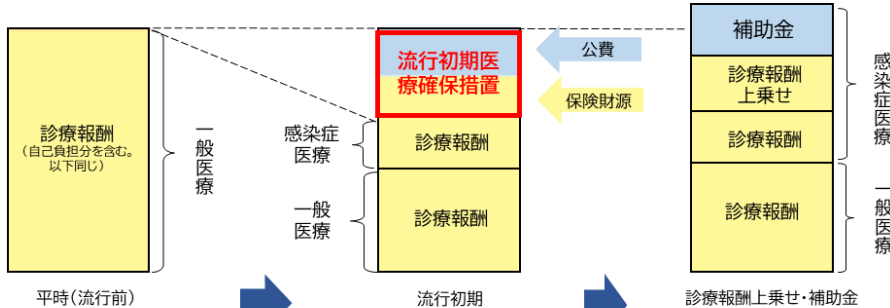


流行初期医療確保措置について

流行初期医療確保措置とは

補助金や診療報酬の上乗せ等による十分な財政支援が整備されていない流行初期において
病床確保又は発熱外来を行う旨の医療措置協定を締結した医療機関のうち、以下の基準を満たす場合(病床数又は発熱外来対応人数について以下の基準を満たす内容の協定を締結した場合に限る)に、流行初期医療の確保に要する費用を支給する措置

平時(流行前)、流行初期、診療報酬上乗せ・補助金充実後(流行初期以降)における
 流行初期医療確保措置の対象医療機関の収入(イメージ)



※病床確保を行う医療機関には外来も含めた診療報酬全体を勘案し、発熱外来のみを行う医療機関には外来分の診療報酬のみを勘案する。

(出典)令和4年9月8日厚生労働省「第153回社会保障審議会医療保険部会」資料1

流行初期医療確保措置の基準

新興感染症の発生等の公表が行われた日の属する月から政令で定める期間が経過する日の属する月までの期間に、**以下の基準を満たす医療措置を講じたと認められる場合であって、当該医療機関の診療報酬の額として政令により算出した額が、感染症流行前の直近の同月における額を下回った場合**

病床確保

- 措置の実施に係る府知事の要請があった日から起算して、重症病床にあつては7日以内に、軽症中等症病床にあつては14日以内に実施
- 措置を講ずるために確保する病床数が、下表の区分に応じて定める数以上
- 後方支援に係る医療措置協定を締結した医療機関との連携等その他病床確保にかかる体制を構築

区分	病床数
公的医療機関等※のうち、大阪府・市町村(地独を含む)、(独)地域医療機能推進機構、(独)国立病院機構、(独)労働者健康安全機構が開設する病院(一般病床数100床以上)(特定機能病院を除く)	30床 (一般病床数が300床未満の場合、当該一般病床数の10%)
上記を除く公的医療機関等※(一般病床数100床以上 特定機能病院を除く)又は特定機能病院のうち、がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に対し、高度かつ専門的な医療を提供するもの以外	20床 (一般病床数が200床未満の場合、当該一般病床数の10%)
上記を除く公的医療機関等※、地域医療支援病院その他流行初期に入院を担当する医療機関	10床

※感染症法第36条の2第1項の規定に基づく公的医療機関等

発熱外来

- 措置の実施に係る府知事の要請があった日から起算して7日以内に実施
- 1日あたり病院で20人以上、診療所で5人以上の疑い患者等を診療